

子どもの権利条約に関する  
「第4・5回統合」群馬県・市町村  
アンケート調査結果の要点と  
群馬子どもの権利委員会の意見

2023年6月

かけがえのない、いのち、人権、自由を子どもに

**群馬子どもの権利委員会**

〒371-0026 前橋市大手町 3-1-10 群馬県教育会館 3F

Tel. 027-235-8876

<https://gkodomofc2.page/>  
[jimukyoku.gccr@gmail.com](mailto:jimukyoku.gccr@gmail.com)

## 目 次

【はじめに】	P.3
【アンケート調査結果の要点と私たちの意見】	
1 「子ども行政の一元化」に関すること	
Q1：子どもの幸福や権利に関わる職務は、どの部署で行っていますか。	P.4
2 「条約広報義務（子どもの権利条約 42 条）」に関すること	
Q2：国連子どもの権利委員会の日本政府に対する「第 4・5 回最終所見（2019 年 3 月 5 日発表）」に関して、国や県から何らかの情報や通達がありましたか。	P.5
Q3：「子どもの権利条約」や「第 4・5 回最終所見」を、どのようにして住民に知らせていますか。	P.5
Q4：行政担当職員、保育所・幼稚園・学校・児童クラブ等関係職員、社会教育関係職員、民生児童委員などに、どのような研修をしていますか。	P.7
3 「子どもの意見表明権の尊重」に関すること	
Q5：「子どもの権利条約」や「国連最終所見」が重視している「子どもの意見表明権の尊重」を、どのように受けとめ、どのように取り組んでいますか。	P.8
4 子どもの命、心と身体の健康に関すること	
Q6：新型コロナウイルス感染症予防対策を実施するにあたり、子どもの権利を守るためにどのようなことに留意しましたか、あるいはしていますか。	P.10
Q7：放射線被曝から子どもを守るために、どのような取り組みをしていますか	P.13
Q8：「子どもの貧困」の問題にどう対処していますか。	P.15
Q9：児童虐待・DV、いじめ・体罰、自殺などの問題にどのように取り組んでいますか。	P.18
Q10：障がいのある子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。	P.20
Q11：LGBT など多様な性の問題に、どのように取り組んでいますか。	P.21
Q12：外国につながる子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。	P.23
Q13：子どもの人権や権利が侵害されないよう、どのような仕組みや制度を設けていますか。	P.24
5 資源（予算）の配分に関すること	
Q14：担当されている「子ども施策」に充てられている予算について	P.25
6 「子どもの権利条例」や「子どもの権利宣言」などに関して	
Q15：「子どもの権利条例」や「子どもの権利宣言」などに関して	P.27
7 民間組織との連携に関して	
Q16：民間組織との連携に関して	P.28
【資料】「今回の「第 4・5 回統合」群馬県・市町村アンケート調査にいたる経緯」	P.30

## 【はじめに】

私たち群馬子どもの権利委員会は、国連子どもの権利委員会から日本政府報告に対する「最終所見・勧告」が出される度に、これに応じて群馬県および県内市町村に「子どもの権利に関するアンケート調査」を実施してきました。

2019年3月に国連子どもの権利委員会から「日本政府第4・5回統合報告書に関する最終所見」が出されましたので、群馬子どもの権利委員会では2020年9月から10月にかけて4回目のアンケート調査を計画しました。しかし、県、各市町村とも新型コロナウイルス感染症対策で多忙を極めている中へのアンケート調査依頼には躊躇もありましたが、「新型コロナウイルス感染症対策」についての取り組みも共有したいと考え調査をお願いすることにしました。大変な状況の下でしたが主旨をご理解いただき、2021年3月末までに、群馬県および10市7町村（全体の51.4%）からご回答をお寄せいただきました。ご協力に心から感謝いたします。なお、今回初めて調査依頼・回答集約をすべて電子メールにてお願いしましたが、慣れない作業で多々ご迷惑をお掛けしたことを反省点として次に活かしたいと考えます。

これまで3回のアンケート調査とその結果を踏まえた群馬県および県内自治体訪問を通して、県や各自治体行政の動向や変化を知り、子どもの幸福で豊かな成長や権利擁護・発展のために様々な努力をされているのを知ることができたことは大きな成果です。

しかし、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して出した「最終所見（勧告）」が述べているように、日本の子どもをめぐる制度や施策には子どもの権利条約に照らしてまだまだ多くの改善されるべき課題があると考えます。そしてそれらは地方自治体の子ども行政や地域で日夜直接子どもたちに関わって仕事を進めている方がたが直面している課題に大きく関連していると考えます。民間組織の群馬子どもの権利委員会が、アンケート調査や訪問・懇談活動を通して県や市町村との交流を深め課題の改善に向けて連携することは、「最終所見（勧告）」の精神にも沿うのであると考えます。

2022年（令和4年）6月に「こども家庭庁」設置法が成立し、同時に「子ども基本法」も成立し、2023年（令和5年）4月1日から施行されました。

「子ども基本法」の第1条（目的）に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり…」と子どもの権利条約が明記されたことを評価したいと考えます。また、第3条（基本理念）では「こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない」として、子どもの権利条約に規定された子どもの権利の中から主に4つを取り上げてこども施策を進めるうえでの基本理念としています。しかし、この法律は政府がこども施策の大綱を作り地方自治体に計画を実施させる「施策推進法」と言えますから、子どもの豊かな成長・発達を直接的に支える地方自治体の計画実施にあたってはこの4つの権利をふまえつつ、さらに子どもの権利条約の全条文に沿ったこども施策が進められることを強く期待しています。

群馬県および市町村からの回答をそのまま列挙した「基礎的な資料」は別冊として作成しました。また、この報告はアンケート調査によってあくまでも手元に届いた回答に基づき群馬子どもの権利委員会としての意見を付したものであります。

なお、今回の「子どもの権利に関するアンケート調査」は、国連子どもの権利委員会の「日本政府第4・5回統合報告書に関する最終所見（勧告）」に応じて行うアンケート調査なので、将来的な混乱を避けるために、まとめの段階で今回の調査を「第4・5回統合アンケート調査」と称することといたしました。

## 【アンケート調査結果の要点と私たちの意見】

### 1 「子ども行政の一元化」に関すること

Q1：子どもの幸福や権利に関わる職務は、どの部署で行っていますか。

(a) 例えば「子ども課」と言った専門の部署があれば、その部署名と職務の内容は。

(b) 専門の部署がなければ、どの部署でどんな職務を扱っていますか。

#### <回答の要点>

◎群馬県：「生活こども部」（2020（令和2）年度・組織改編により）の下に

- ・生活こども課（人権・男女共同参画、児童施設など）
- ・私学・子育て支援課（子育て支援、保育など）
- ・児童福祉・青少年課（児童相談、家庭福祉、母子保健、ひとり親家庭支援、青少年育成など）

（なお、群馬県は2016（平成28）年度から「こども未来部」を組織し、児童施設、子育て支援、児童福祉、青少年育成などに関わる職務を行っていた。）

◎「部」の名称に「こ（子）ども」を明記している市

- ・桐生市：「子どもすこやか部」（子育て支援課、子育て相談課、青少年課）
- ・伊勢崎市：「福祉こども部」（子育て支援課、こども保育課）
- ・太田市：「福祉こども部」（こども課、子育てそうだん課、児童施設課）
- ・その他の市は「（保健・健康）福祉部」の中に「こども課」「子ども家庭課」などを位置づけている。

◎「課」の名称に「子育て」「こども」を用いてる町村

- ・吉岡町（健康子育て課）
- ・大泉町（こども課）
- ・中之条町教育委員会（こども未来課）
- ・その他の町村は「（住民・保健）福祉課」の中に子ども関連の「係」を位置づけている。

#### <考察と意見>

担当「課・係」だけでなく「部」名に「こ（子）ども」を明記するところが前回の調査（2010年）〔1市〕から比べて増えていて、子ども行政の一元化に向けた認識が深まっていると考えられます。

これまで、いずれの自治体も児童福祉、子育て支援、青少年育成、教育など、子どもの幸せに関わる行政を重視して職務を遂行しているのは言うまでもありません。しかし、国連子どもの権利委員会の日本政府に対する「第4・5回統合最終所見」でも、子どもの「保護」に特化した「包括的な」政策の発展が勧告（パラグラフ8）されています。今日の競争的で格差の拡大した社会状況の下、自殺・いじめ・虐待・体罰・思春期のメンタルヘルス・環境的健康の問題など、子どもたちの生活全体が極めてストレスフルで困難な事態になっています。地域で直接子どもに関わる様々な職務を担う自治体行政各部署が一元化され、連携して、まさに「保護」（ケア care）や救済に「包括的・整合的に」力を注ぐことを求められています。また、教育委員会や幼稚園・学校は子どもの成長・発達に関わって極めて重要な職務を担っていますが、前述のような状況下で教育の分野においても「保護＝ケア」の視点に立った職務の遂行が求められています。教育委員会はその本来の機能では一般行政権力からは独立した性格を有していますが、子どもの十全な成長・発達を保

障するという課題に関して福祉行政部門との有機的・整合的連携をさらに深めていくことが必要です。

## 2 「条約広報義務（子どもの権利条約 42 条）」に関すること

**Q2：国連子どもの権利委員会の日本政府に対する「第4・5回最終所見（2019年3月5日発表）」に関して、国や県から何らかの情報や通達がありましたか。**

[ A あった B なかった ]

(a) あった場合、どのような形でどのような内容でしたか。

(b) なかった、場合どのようにして「第4・5回最終所見」の情報を得られましたか。

### <回答の要点>

◎国や県からの「情報・通達」が

- ・「A あった」：ゼロ
- ・「B なかった」：県・8市・5町村
- ・「確認できていない・不明」：1市・1村
- ・「無回答」：1市・1村

◎「第4・5回最終所見」の情報取得

- ・「インターネット・ウェブサイトから」：3市・2町
- ・「本アンケートから」：3市
- ・「得ていない」：県・1市・2町
- ・「無回答」：3市・3町

### <考察と意見>

今回の調査でも、条約42条（広報義務）の履行に関しての日本政府の消極的な姿勢が相変わらず改善されていないことが分かります。日本政府が条約の履行に積極的に取り組むことを求めます。

「第4・5回最終所見」に関する情報の取得に関しては、今回のアンケート調査をきっかけに各自治体担当者がインターネット等で情報を得ています。

安中市の回答に「児童相談や子どもの貧困など、各業務に関連情報として県より提供はあるが「第4・5回最終所見」との申し添えはない」とあるように、子どもの幸せのための行政執行に必要な情報が国や県から各市町村に対して提供をされるのは当然のことです。しかし、子どもの権利条約や国連「最終所見」に関する情報が自治体行政の担当者に十分には届いていないことはとても残念なことです。日本政府の消極的姿勢の反映とも言えますが、自治体レベルでも積極的に子どもの権利条約や国連「最終所見」へのアプローチを行い、関連する職員への研修などを進め、理解を深めることを求めます。

**Q3：「子どもの権利条約」や「第4・5回最終所見」を、どのようにして住民に知らせていますか。**

(a) どのような形で広報や普及を行っていますか。とくに子どもに対してどのように取り組まれていますか。

(b) 小冊子などの印刷物を発行されている場合、その「題名」と内容は。（できれば1部いただきたく存じます。）

## <回答の要点>

### ◎住民への広報・普及

- ・「行っていない」：県・5市・5町村
- ・「無回答」：3市・2町村

・安中市：市ホームページに子どもの権利条約について掲載している。

前橋市：住民への広報はしていない。人権教育において児童生徒への人権啓発を行っている。

館林市：社会人権指導者養成講座や人権セミナーで子どもの権利条約に触れている。

富岡市：社会科の学習等、各学校で行う人権集会・人権集中学習の機会、パンフレットの学校配布など。

大泉町：人権週間などの学習で子どもの権利条約に触れている。

### ◎条約・最終所見についての小冊子などの発行

- ・「なし」：県・3市・3町村
- ・「無回答」：6市・5町村

## <考察と意見>

県・市町村とも「人権週間」などの機会に人権全般に関する広報・啓発活動や学校における人権学習は丁寧に取り組まれていることがうかがえます。しかし、子どもの権利条約や国連「最終所見」そのものについての広報および子どもたちの学習はまだまだ不十分な状況です。小冊子などの発行も残念ながら1つもありません。

子どもの権利条約42条には締約国の義務として「この条約の原則及び規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせる」とあります。人権に関する様々な国際条約の中でこのような「広報義務」に関する条文をあえて設けているのはこの「子どもの権利条約」のみと言えます。

国連子どもの権利委員会は、「これまで、ほとんどの社会では、子どもは権利の保有者と思われてこなかった。＜子どもは人権を保有し自ら行使する主体である＞というこの条約の根底にある子ども観と原則を、社会全体が理解して従来の意識を変革しなければ、条約が定める子どもの権利が実現されることは極めて望み薄である」という説明をしています（「一般的注釈第5号（2003年）」）。

子どもの権利の実現の鍵を握っているのは大人たちです。親や保護者をはじめとする地域の大人たち、日々子どもとともに、子どものために働く保育士や教師、子どもに関する立法・行政・司法にかかわっている大人たちによる、「子どもの最善の利益（条約3条）」を踏まえた養育・保護・教育・救済などが必要です。

さらには、とりわけ子ども自身が＜子どもは権利の主体である＞という条約の理念と保障されている権利の内容を知ることが重要です。子どもの発達段階にそくしたわかりやすい言葉と方法で子どもたちに示される必要があります。群馬子どもの権利委員会では『子どものけんりカルタ』やパンフ『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』を発行しています。

条約の広報義務を第一義的に負っているのは、日本政府と関係省庁、国会や裁判所などの国の関係機関です。しかし、子どもに一番近いのは親や保護者、そして地方自治体や地域市民社会です。県および市町村、教育員委員会、地域市民社会の多様な人々による活発な広報と普及の取り組みが不可欠です。

**Q4：行政担当職員、保育所・幼稚園・学校・児童クラブ等関係職員、社会教育関係職員、民生児童委員などに、どのような研修をしていますか？**

**(a)「子どもの権利条約」や「国連最終所見」をテーマにした研修を行っている場合、いつどのような内容で。**

**<回答の要点>**

◎行っている、あるいは行う予定

- ・ 県：児童相談所の職員等を対象にアドボケイト（子どもの意見表明権の保障）制度の研修を行う予定（児童福祉・青少年課）
- ・ 伊勢崎市：地区別人権学習会の「子供の人権」の中で条約に触れている。

◎行っていない

- ・ 県教育委員会、前橋市、高崎市、太田市、館林市、渋川市、富岡市、安中市、吉岡町、中之条町、板倉町、大泉町

◎検討中

- ・ 嬭恋村

◎無回答

- ・ 桐生市、みどり市、南牧村、川場村

**<考察と意見>**

子どもの権利条約や最終所見をテーマにした研修を行っている自治体はほとんど「無」か「無回答」で伊勢崎市のみ人権研修で条約に触れている程度が群馬県の現状です。

職員が子どもの権利条約について学ぶ機会もなく、国連からの勧告についても知らない状況では日本の子どもを取り巻く現状に対してより良い改善を考えることはできません。国連の最終所見※においても、子どもの権利条約に関する情報の普及を子どもと親だけでなく、立法および司法的プロセスにおける適用を確保するために議員および裁判官にも拡大することや教師、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、警察官、報道関係者、ならびにすべての公務員、政府職員を含む子どものために子どもに関わって働くすべての者を対象に本条約の研修講座を定期的実施するよう勧告しています。<※パラグラフ 13(a) (b)>

県は早急に、県内の市町村へ子どもの権利条約の周知と研修の実施を通達するとともに県やすべての市町村においても子どもに関わる各部署・機関において子どもを理解し、守る基礎研修として子どもの権利条約についての研修を実施することを強く望みます。

**(b)「子どもの人権」に関する研修を行っている場合、いつ、どのような内容で。**

**<回答の要点>**

◎行っている

- ・ 県：
  - ・ 放課後児童支援員研修の一部で子どもの権利に関する基礎知識
  - ・ 保育所等職員のキャリアアップ研修で子どもの虐待に触れている。
  - ・ 総合教育センターでの研修・・・コロナ感染拡大のため中止
    - ① 基幹研修・幼稚園等新規採用教員研修
      - ・ 初任者研修（小中高特支援）
    - ② 指定研修・新任副校長/教頭/事務長/生徒指導主事研修
      - ・ 各教育事務所の地区別人権教育指導者研修会を年2回

- ・前橋市：人権教育研修で実施。虐待の早期発見・防止、いじめ予防
- ・桐生市：人権教育主任会、人権教育出前講座を全小学校で実施。いじめや仲間はずれ
- ・伊勢崎市：人権教育主任会、中堅職員学校経営研修、集会所事業で親子ビデオシアター
- ・太田市：児童虐待防止講演会実施（こども課）
- ・館林市：行政・社会教育担当職員・園学校教諭を対象に社会人権指導者養成講座を実施
- ・渋川市：幼稚園人権講習会、放課後児童クラブ運営者支援者人権研修、民生児童委員協議会全体研修（こども課）  
小中学校人権教育授業研究会、新任職員研修、教職員「人権映画と講話の会」  
市民「人権教育講演会」学ぶ機会を提供
- ・富岡市：県や市主催の人権教育研修会
- ・中之条町：放課後児童クラブ職員に児童虐待防止に関する研修
- ・川場村：「SDGsと人権」子どもの労働について

◎行っていない

- ・安中市、板倉町

◎無回答

- ・みどり市、南牧村、嬭恋村、大泉町

<考察と意見>

子どもの人権研修については、約58パーセントの区市町村が何らかの形で実施しています。子どもに直接関わる学校・幼稚園関係職員、放課後児童クラブ職員の他、民生児童委員や行政担当職員、社会教育関係職員も研修を行っている自治体もあり、人権教育の位置づけが重要視され、地域全体で子どもの人権を守ろうという姿勢が感じられます。

また、SDGsの視点から人権を学習している自治体もあり、誰一人取り残さない理念をもって人権を考えようとしている姿勢が伺われます。昨今の虐待事件の多さから虐待防止に関する研修も増えているように見受けられます。未然に防ぐためにも積極的な研修や事前の対策が望まれます。

人権教育は、講演会や出前講座、DVD視聴などで行われているようですが、講演を聴くだけ、DVDを観るだけでは不十分です。子どもたちの日常の暮らしの中で起きているいじめや仲間はずれなどの問題解決につなげたり、仲間を大切にする人権意識の育成につなげたりすることが大事だと考えます。

まだ、人権教育を行っていないという自治体もありますが、子どもを守る観点からも子どもの人権研修は不可欠です。全自治体で実施して欲しいと願います。

### 3 子どもの意見表明権の尊重に関すること

Q5:「子どもの権利条約」や「国連最終所見」が重視している「子どもの意見表明権の尊重」をどのように受け止め、どのように取り組んでいますか。

- 子どもが思いや願いを自由に言えるよう、どのような方策を講じていますか。
- 子どものための施設（学校、児童館など）の建設や運営に、子どもがどう関わっていますか。

<回答の要点>

◎講じている

- ・ 県：アンケート、意見箱、日記帳、面接、相談日（児童相談所）  
投書箱、苦情受付相談制度、子どもの権利ノート手渡し（児童自立支援施設）
- ・ 前橋市：意見箱、質問箱設置、チャンス相談、スクールカウンセラー相談、生活ノート、少年の主張大会、いじめアンケートで悩みを把握
- ・ 桐生市：子ども議会開催
- ・ 伊勢崎市：主体的・対話的な学びで自分の考えや思いを表現できるように。
- ・ 太田市：心理士や教育相談員
- ・ 館林市：子ども議会、少年の主張大会などで意見や提案を発表する場、人権擁護作品を募集し、市役所に展示
- ・ 富岡市：教職員の資質向上研修
- ・ 安中市：児童相談、子どもとの面談で傾聴
- ・ 吉岡町：授業や行事、進路指導等で意見や考えを尊重
- ・ 嬭恋村：アンケート調査
- ・ 大泉町：子どもたちを認める指導を基本

◎特に行っていない

- ・ 高崎市、中之条町、板倉町

◎無回答

- ・ みどり市、南牧村、川場村

<考察と意見>

65パーセントの県市町村が何らかの取り組みを実施しているとの回答がありました。県の施設や前橋市では、自分の意見や思いが伝えられるように意見箱や投書箱、質問箱などが設置されていたり、スクールカウンセラーや相談員に相談できるようにしたりしている自治体もあるようですが、これらは、どのくらい利用されているのでしょうか。投函された意見がしっかりと受け止められ、対応されていることを期待します。

また、子どもが意見を言える子ども議会や少年の主張大会を開催している市町村もありましたが、伊勢崎市や吉岡町のように学校生活において子どもの意見や考えを尊重して主体的・対話的な学びで表明できるようにしたり、大泉町のように子どもたちを認める指導を基本として意見を表明できる環境を作ったりしているなど、どの子どもも日常の暮らしの中で自由に自分の考えや意見が言える環境作りが大切だと考えます。

子どもの意見表明権の保障は、2016年の児童福祉法改正で明文化されたことから具体化が検討されてきましたが、子どもを権利の主体としてより、保護の対象としてみる傾向が社会に根強く残っているのが現状で、これらの意識の変革・向上が不可欠です。

国連の最終所見においても、児童福祉法や家事事件手続法で子どもの意見尊重や参加を強化していることを留意しつつも自由に意見を表明する権利が尊重されていないことを懸念しています。（パラグラフ 21、22）

大人が子どもの意見に耳を傾け、尊重し、一緒に考えることが子どもの最善の利益につながります。子どもの意見表明や参加を子どもの権利としてとらえ、保障していくために社会への意識づくりの広報や体系的な教育、学習、研修などの取り組みを強く要望します。また、児童福祉の分野で虐待事件を未然に防ぐためにも子どもの意見を聞き、代弁する仕組み「子どもアドボカシー」の整備など、子どもの意向を把握し権利を擁護する態勢づくりも望まれます。

#### 4 子どもの命、心と身体の健康に関すること

**Q6：新型コロナウイルス感染症予防対策を実施するにあたり、子どもの権利を守るためにどのようなことに留意しましたか、あるいはしていますか。**

**(a) 対策を実施する際に、子どもや保護者へどのような説明を行い、子どもや保護者の意見をどのように集約しましたか。一斉休校についての説明や意見を聞く機会など、学校での具体例があれば。**

##### <回答の要点>

###### ◎学校での対応

- ・ 保護者への説明を文書で実施〔前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、中之条町、南牧村、嬭恋村、川場村〕
- ・ 保護者への説明をその他の方法（電話、説明会等）で実施〔伊勢崎市、安中市、吉岡町、南牧村〕
- ・ 担任から子どもに説明や指導を実施〔前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市〕
- ・ 子どもや保護者の意見を直接聞き取り〔伊勢崎市、館林市〕
- ・ 子どもや保護者の意見をアンケートで聞き取り〔前橋市、伊勢崎市、渋川市、富岡市、吉岡町、中之条町、南牧村〕
- ・ PTA/保護者代表から意見を聞く機会を設けた〔安中市、大泉町〕
- ・ 学校活動の実施方法について、学級での話し合いを通じて子どもの意見を反映させた事例もある〔安中市〕

###### ◎幼保での対応

- ・ 登園自粛の要請や休園の通知を保護者に文書で実施〔渋川市、板倉町〕

###### ◎その他

- ・ 児童相談所で、子どもに感染防止対策を指導するとともに、子どもから意見があればそれを踏まえて対応を検討〔群馬県〕

**(b) 対策を実施することによって、子どもたちの生活や学び・遊びが規制されたり、失われたりしていることに対して、どのように対応しましたか。「コロナいじめ」についてもお聞かせください。**

##### <回答の要点>

###### ◎子どもの生活に関する対応

- ・ 学校や幼保の行事は、感染対策を徹底し、時期や実施方法を工夫して実施、またはできる範囲で実施〔群馬県、渋川市、南牧村、川場村、大泉町〕
- ・ 温かい人間関係づくり（子どものがんばりをほめる、成長を認めるなど教師による積極的な働きかけ）を基盤とした教育活動〔伊勢崎市、大泉町〕
- ・ 学校で子どもへのアンケートを定期的実施して、心情に寄り添うよう努めている〔渋川市〕
- ・ 学校、学童、幼保で、家庭による保育が困難な子どもの預かりを実施〔前橋市、渋川市、中之条町、板倉町〕
- ・ 学童の活動について、新しい生活様式に対応したメニューを考案〔渋川市〕
- ・ 児童自立支援施設では、外部からの出入りを制限することはあったが、できる限り通常どおりの生活、学習が続けられるよう努めた〔群馬県〕

◎学習に関する対応

- ・ 休校中は子どもの実態に合わせて課題を出した〔安中市〕
- ・ 年間に予定されている学習内容をすべて学習するが、教科の指導内容を重点化。また学校行事を精選して授業時数を確保〔伊勢崎市〕
- ・ 空き教室等を使用した少人数学習〔富岡市〕
- ・ 1人1台端末の活用、夏休みのオンライン学習会〔吉岡町〕

◎遊びに関する対応

- ・ 新しい行動様式/感染対策を取りつつ、学習とともに遊びを実施〔前橋市〕
- ・ 学童クラブと連携し、体育館等を開放〔高崎市〕
- ・ 密にならない運動や遊びの紹介〔富岡市〕
- ・ 放課後のあそび場や学び場等の確保〔川場村〕

◎差別やコロナいじめに関する対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を持たせ、偏見や差別が生じないように説明、および/または啓発資料を作成〔群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、富岡市、安中市、みどり市、中之条町、南牧村、嬭恋村、大泉町〕
- ・ アンケートによるいじめの早期発見〔館林市、みどり市〕
- ・ 相談員/スクールカウンセラー等の活用〔桐生市、館林市、みどり市〕
- ・ いじめ防止こども会議のテーマとしてコロナいじめを取り上げる〔みどり市〕
- ・ 学童の運営者に対し、差別を助長することがないように注意喚起。幼保の保護者に対し、偏見や差別、誹謗中傷をしないように注意喚起〔渋川市〕
- ・ 障害児通所施設で、感染発地域の子どもの受け入れ拒否がないよう理解を求めた。また他の利用者による差別/偏見が生じないように丁寧な説明を要請〔前橋市〕
- ・ 差別や偏見について親子で話し合う機会を設ける予定〔前橋市〕

**(c) 予防対策の影響で仕事を失ったり経済的に厳しい状況におかれたりした家庭や、自粛生活における子どもの家庭生活状況などをどのように把握し、対応しましたか。**

<回答の要点>

◎子どもの生活状況の把握

- ・ 電話での対話〔前橋市、伊勢崎市、渋川市、安中市、南牧村〕
- ・ 休校中の家庭訪問〔前橋市、渋川市〕
- ・ 学校での聞き取りや子どもの観察を通じて〔高崎市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、大泉町〕
- ・ 通学を自粛している家庭とは連絡を密にしている〔高崎市〕
- ・ 教育相談や家庭児童相談室〔伊勢崎市、渋川市、みどり市〕
- ・ 民生委員など地域住民からの情報提供〔安中市、嬭恋村〕

◎対応

- ・ スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーとの連携〔伊勢崎市、みどり市〕
- ・ 障害児通所施設への通所を自粛する家庭に代替的支援を認め、孤立化防止や支援の中断が生じないようにした〔前橋市〕
- ・ 就学援助制度の申請方法を工夫〔前橋市〕、支給基準を見直し〔渋川市〕
- ・ お米券・金券の配布、タブレットの貸与〔館林市〕、商品券の支給〔大泉町〕

◎国などの制度の活用

- ・ ひとり親家庭に対する児童扶養手当の臨時特別給付金

- ・ 生活保護事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 生活福祉資金貸付制度
- ・ 就学援助制度

## <考察と意見>

新型コロナは未知のウイルスで命にかかわり、パンデミック当初は対策に緊急性が求められたという難しさがありましたが、子ども行政においては「常に子どもの権利に立脚し、非常時にあってもこれをどう保障するか」という視点を中心に据えることが重要だと考えます。パンデミックが長期化し、子どもに課されている制限が育ちに影響を与える可能性が高まっています。「子どもの最善の利益」の観点から、これまでに積み重なったウイルスの正体や対策の知見をもとに子ども行政におけるコロナ対応を改めて見直すことを強く求めます。

パンデミック当初の対応ではトップダウンの指示や要請、説明が多いという結果になりましたが、その中でもできるだけ子どもや保護者の意見を聞く機会を設け、通常どおりに近い教育・保育の保障や家庭生活の支援をしようとする配慮が見られました。しかし、「第4・5回統合最終所見」が主要な課題と位置付ける「(子どもの)力を伸ばし、発揮させるような参加を積極的に促進する」(パラグラフ 22) ような取り組みの事例は、安中市や児童相談所の事例の報告にとどまっており、事例の積極的な収集と、そのような取り組みの推進を期待します。

報道等ではコロナ禍の子どもへの影響を語る場合に学習面に焦点が当たることが多かったのに対して、本アンケートへの回答では遊びや文化の機会の保障について学習と同程度以上の言及がありました。「子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」を求めた国連子どもの権利委員会の「COVID-19に関する声明」に照らしても教育・保育現場の努力がうかがわれます。また、カウンセラーやソーシャルワーカー、学童クラブ、民生委員、地域の方々と学校と保護者が連携して子どもたちを守っている姿が浮かび上がってきました。

回答の中には、「人命優先であり、全国民の生活が規制される中、子どもの遊びや学びが規制されることは仕方ない」という率直な意見もありました。しかしながら、成長発達途中の子どもには大人とはまったく異なる固有のニーズがあり、一律に考えることはできません。この点は子どもの権利条約のみならず世界人権宣言にも記されています。

また、別の回答で「差別や偏見は人間性の問題である」という意見がありましたが、これは「差別をする人は悪い人」という別のレッテル貼りになりかねません。差別や偏見の根底にある要因は無知や不安であることが心理学や社会学の研究で明らかになっています。相手の年齢や背景などに合わせた丁寧な説明こそが差別や偏見をなくします。正しい知識の学習や人権学習に取り組んだ自治体が多かったのは喜ばしい点です。

家庭の経済状況は、子どもの健康状態や学習意欲と直結し、子どもへの暴力やネグレクトの発生と強い相関関係を持ちます。そのため、経済的支援の存在を広く知らせ、必要な家庭がそれらを利用しやすくすることが重要です。利用基準の見直し、申請方法の簡略化、自治体独自の支援策などの取り組みを、命を守り子どもを守る取り組みとして高く評価します。

今後、各自治体で、コロナに関する取り組みを記録し保存するとともに、当時を振り返って改善できた点などを分析・評価する機会を設け、もしまた非常事態が起こっても今回

の学びを活かしてより一層子どもの権利が守られるようにすることを強く要望します。

**Q7：放射線被曝から子どもを守るために、どのような取り組みをしていますか。**

**(a) 子どもの甲状腺エコー検査などの健康診断を実施していますか。その内容と実績を具体的に。**

**<回答の要点>**

◎実施していない：群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、安中市、吉岡町、中之条町、大泉町

- ・ 嬭恋村：エコー検査は実施していないが、内科検診で触診している。
- ・ 板倉町：特に健康診断での検査は行っていないが、町の医療機関で甲状腺外来を診察可能なクリニックがあるため、必要に応じて診察を依頼することも可能と考える。

◎無回答：館林市、渋川市、みどり市、川場村

**<考察と意見>**

政府は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の対象地域を福島県内 33 市町村に限定したため、福島県外の公的健康調査は行われませんでした。群馬県内にもホットスポットに該当する地域・区域があり県民は放射線被曝による甲状腺への影響を心配しましたが、公的な甲状腺エコー検査は実施されず、現在に至っています。

福島県の甲状腺検診は、原発事故時 18 歳以下のおよそ 38 万人を対象に 2011 年 10 月から始まり、30 年継続することを前提に現在 5 巡目になっています。この 5 回目の本格検査（R4.3.31 現在）の一次検査（対象者約 25 万人、受診者約 7 万 5 千人）では、869 人が B 判定（二次検査を要する）となり、二次検査を受けた 517 人の内の 11 人（震災当時 2~12 歳）が「悪性ないし悪性疑いの腫瘍」であったという報告がされています。甲状腺ガンは緩慢な経過の腫瘍であると言われており、この検査結果のすべてが放射線誘発の腫瘍とは言えませんが、「緩慢な経過」をたどるがゆえに長期にわたる検査が続けられる必要があると考えます。

群馬県も原発事故直後に放射性ヨウ素やセシウム 137 などで汚染されました。ヨウ素 131 は半減期が 8.06 日、ヨウ素 133 は半減期が 20.8 時間ですから、初期被曝の実態は確認されていませんが、被曝が無かったとは言い切れません。健康に対す影響は時間が経ってから現れますから、長期にわたって見ていく必要があります。現在顕著な所見が見られなくてもデータを蓄積していくことが、今後何が起こるか分からない将来にわたっての科学的な分析・検討を踏まえた対応の基礎になると言えます。群馬県内でも公的なスクリーニング（一次検査）を行うことを求めます。

**(b) 子どもに関わる施設での、食べ物、水、土壌などの残留放射能検査を実施していますか。その内容と実績を具体的に。**

**<回答の要点>**

群馬県：なし

前橋市：・学校給食用食材の調理前検査

- ・ H28 年度まで：各学校の空間放射線量測定

- 高崎市：・学校給食は（調理済み給食を）専門業者へ委託して放射性物質検査  
 ・小中学校校庭の放射線量を毎月測定。地域性を考慮し3校を抽出して学校プール水の放射線量測定  
 ・一般廃棄物対策課：学校・公園・保育所を中心に月2回実施
- 桐生市：幼・小・中・高の空間放射線量モニタリングを年4回実施
- 伊勢崎市：・学校給食調理場：おかず類は毎日検査を実施。学校給食会：ごはん年1回、パン年3回の放射能検査を実施。保育所：毎月食材の残留放射検査実施  
 ・市内学校の7地点（地上1m）で年2回の放射能検査を実施。児童館も年2回の測定を実施
- 太田市：学校給食：H24年度より放射性物質測定監査を実施（調理済み給食。R3年3月末で休止）
- 館林市：幼稚園・学校の給食食材について3ヶ月に1回実施
- 渋川市：保育所・幼稚園で年2回、園庭中央部で3段階（0, 0.5cm, 1m）の放射線調査を実施
- 富岡市：平成31年度まで、年2回校庭の放射線量測定を実施した。学校給食の食材の線量測定を実施した
- 安中市：無回答
- みどり市：幼保・小中・公園その他の施設の空間放射線測定を定期的にも実施。給食・水道水の検査も実施
- 吉岡町：実施していない
- 中之条町：学校給食食材の残留放射能検査：現在は学期に1回実施（以前は毎月）
- 南牧村：・保育園給食：原発事故後、県で実施した放射線量測定で実施した  
 ・校内及び校庭の線量測定：現在は実施していない（5・6年前まで実施）
- 嬭恋村：水道水についてはH29年度まで実施していた
- 川場村：対象施設（20~30か所）の空間放射能調査、土壌、土砂等の仮置き場の調査、地下水の調査等
- 板倉町：・保、小の給食食材に含まれる放射線検査（H29年度まで）、水道水の検査（H26年度まで）実施した。  
 ・小学校内の空間放射線量測定を実施している  
 ・群馬県の農産物等の検査結果により安全性を確認している
- 大泉町：特に実施していない

### <考察と意見>

群馬県の放射線対策は環境森林部環境保全課が所管しております。今回のアンケート調査は県生活こども部および教育委員会に対して行ったものなので群馬県の回答が「なし」になっています。

東電福島第1原発事故直後、群馬県内も広範にわたって放射性物質による汚染を受けています。原発事故によって発生した放射性微粒子が現在も空気中や水、土壌、あるいは様々な食品などに含まれていると考えられます。なお、各自治体はホームページなどで測定の結果を公表していますが、最近では「不検出」と表示されるものが多くなっています。しかしこれは、国の定めた基準値以下であったものを「不検出」としているのであって、「ゼロ」ではありません。例えば放射性セシウム137の半減期は約30年というように、それが微量であっても長期にわたって人の体内に取り込まれ、内部被曝する可能性があります。放射線の影響を受けやすい子どもたちの健康被害を防ぐために、綿密な測定調査を継続し、

必要な対策が取られなければなりません。

学校給食に関しては、回答をいただいたほぼすべての自治体で、その仕方や頻度にはばらつきがあるものの、残留放射線測定が行われています。内部被曝を防ぐために今後も長期にわたって測定検査を継続するよう求めます。子どもに関わる施設での空間・土壌などの放射線量調査については自治体によって大きなばらつきがみられます。測定値が下がっていることから、測定の頻度を減らしたり止めたりしている自治体も見られますが、前述のように微量であっても長期にわたる内部被曝の可能性を考えると、再度、きめ細やかな測定に戻し、長期にわたって継続しデータを蓄積していくことを求めます。今後何が起こるか分からない将来にわたっての科学的な分析・検討を踏まえた対応の基礎を確実に築くことを重ねて求めます。

## Q.8「子どもの貧困」の問題にどう対処していますか？

(a) 無料学習塾、子ども食堂などの実態をどのように把握し、どのような支援をしていますか。

### <回答の要点>

#### ◎実態把握・支援

- ・群馬県：・各市町村への照会により把握。新規開設時の補助や食材等に関する企業とのマッチングによる支援。(私学・子育て支援課)
  - ・一般財団法人の母子団体に委託して、ひとり親家庭の子どもを対象とした無料学習支援事業を実施している。(児童福祉・青少年課)
- ・前橋市：・把握は行っていませんが、学校教育課では、地域寺子屋事業を行い、子どもの学習に対する支援を行っています。【学校教育課】
  - ・前橋市社会福祉協議会が中心となって実態把握に努め、情報を共有しています。【子育て支援課】
- ・桐生市：活動団体に対し、桐生市こどもの居場所づくり応援補助金を交付している。
- ・伊勢崎市：県のホームページ等により情報を把握している。
- ・太田市：子どもの学習支援については、就学援助世帯の小学校5年生、6年生、中学生の児童生徒に対し、学習の場を提供。また、子ども食堂支援については、無料または安価で食事を提供する食堂運営団体に対して経費の一部を交付している。
- ・館林市：公民館では、子ども食堂へ貸館し、減免対応している
- ・渋川市：民生委員、行政、社協等からの情報提供により把握。支援していない。
- ・安中市：子ども食堂については、運営団体の代表と市の関係課や社会福祉協議会と連絡会議を開催している。
- ・みどり市：子ども食堂に関して、群馬県からの情報や「桐生・みどり地域子ども食堂情報交換会」での情報交換などにより状況把握しているほか、各種補助金やフードドライブ等の案内をしている。
- ・中之条町：無料学習塾については、県の施策で行っています。子ども食堂については、令和元年度にNPO法人が、試行的に始めましたが、利用者がいなかったことから、現在では行っていません。
- ・嬭恋村：社会福祉協議会で子ども食堂を実施している
- ・板倉町：子ども食堂はなし。無料学習塾は町で実施しているものはないが、県で行っているものへの参加を促している。

- ・大泉町：
  - ・県の学習支援事業の委託を受けているNPOと連携し、学習支援に参加している生徒を把握するとともに、開催時に訪問して情報交換を行っている（教育指導課）
  - ・子ども食堂は町内4カ所で開催しており、実施団体と行政で会議体を設置し、現状把握や情報交換等を行っている。各団体が充実した活動となるよう補助金の交付や広報紙・ホームページの掲載などの支援を行っている。（福祉課）

◎特になし：高崎市

◎無回答・富岡市、吉岡町、南牧村、川場村

◎無料学習塾や子ども食堂などの実態の把握

- ・各市町村への照会により把握。（群馬県）
- ・前橋市社会福祉協議会が中心に情報を共有（前橋市）
- ・県のホームページ等により情報を把握（伊勢崎市）
- ・民生委員、行政、社協等からの情報提供により把握（渋川市）
- ・子ども食堂に関して群馬県からの情報や「桐生・みどり地域子ども食堂情報交換会」で状況を把握（みどり市）
- ・県の学習支援事業の委託NPOと連携し、生徒を把握して情報交換（大泉市）

◎無料学習塾への支援

- ・新規開設時の補助（県：私学子育て支援課）
- ・ひとり親家庭の子どもを対象にした無料支援事業を母子団体に委託（県：児童福祉・青少年課）
- ・地域寺子屋事業を実施（前橋市学校教育課）
- ・桐生市こどもの居場所づくり応援補助金を交付（桐生市）
- ・就学援助世帯の5・6年生と中学生に学習の場を提供（太田市）
- ・支援していない・学習塾無し（渋川市・板倉町）
- ・県の施策で無料学習塾を行っている（中之条町・大泉町）

◎子ども食堂への支援

- ・新規開設時の補助や食材等に関する企業とのマッチング支援（県：私学子育て支援課）
- ・子ども食堂運営団体に対して経費の一部を交付（太田市）
- ・公民館を貸館し、減免対応（館林市）
- ・支援していない（渋川市）
- ・運営団体と市の関係者や社会福祉協議会と連絡会を開催（安中市）
- ・各種補助金やフードドライブ等の案内を実施（みどり市）
- ・補助金の交付や広報紙・ホームページへの掲載（大泉町）

◎関わっていない、無回答

- ・高崎市、富岡市、吉岡町、南牧村

## <考察と意見>

「子どもの貧困」とは、「相対的貧困」の状態にある18歳未満の子どもの割合を言い、日本では、7人に1人の子どもが「相対的貧困」と言われています。このような状況におかれた子どもたちは教育や体験の機会が乏しく、地域や社会から孤立しがちで様々な面で不利な状況に置かれています。そのような状況を支援するため、それぞれの地域でたくさんの無料学習塾や子ども食堂が活動していますが学習支援塾は学校教育課が、子ども食堂

は子育て支援課や社会福祉協議会等が担当することが多く別々の活動になっているようです。

困窮状態の子どもは学習も食の支援も必要なことから連携した情報共有と活動が必要です。担当課を分けずに子どもの明るい未来を創る施策として連携体制を構築していくことが望まれます。すでにそれらの状況を踏まえ、子ども食堂で学習支援も行っている団体もあるようです。実態把握も県の情報のみならずそれぞれの自治体で把握し、不十分なところは積極的に学習支援や子ども食堂を開設できるよう取り組んで欲しいと願います。

また、すでに活動している団体に対し、補助金等で支援している自治体もあるようです。充実した活動や運営をするには活動資金が必要です。実施団体への援助も不可欠と考えます。

## **(b) 生活困窮家庭の子どもに対して、どのような援助措置をしていますか。**

### **<回答の要点>**

群馬県：生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援（私学・子育て支援課）

前橋市：・就学援助制度【学校教育課】

- ・世帯に対して国の制度である生活保護事業及び生活困窮者自立支援事業等を実施【社会福祉課】

- ・児童扶養手当【子育て支援課】

高崎市：経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、奨学資金を無利子で貸与する奨学資金制度をはじめとし、援助を行っている。【市教委】

桐生市：無回答

伊勢崎市：ひとり親家庭等に対して児童扶養手当及びひとり親家庭等福祉手当を支給している。

太田市：・学習支援、就学援助、奨学金制度（こども課）

- ・就学援助制度。給食費や学用品、修学旅行費などの一部を援助。（教育委員会）

館林市：小中学校における要保護・準要保護制度を設けています。

渋川市：子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業）、日用品・文房具等実費徴収補足給付事業

富岡市：就学支援事業の実施

安中市：ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免

みどり市：基準に当てはまる家庭に対して、就学援助費を支給している。

吉岡町：就学援助制度により、経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。援助項目は、学用品費・通学用品費・新入学用品費・修学旅行費・児童生徒会費・PTA会費・部活動後援会費・学校給食費・校外活動費 等

中之条町：学校：要保護準要保護、少子化子育て対策：ひとり親家庭などに学童保育所の利用料の軽減

南牧村：児童扶養手当、生活保護、税免除

嬭恋村：要保護・準要保護就学援助費を支給している

川場村：無回答

板倉町：国や県の制度に基づいた措置

大泉町：・就学援助制度（教育管理課）

- ・定期的にひとり親家庭に対し、食糧支援を実施している。また、子ども食堂や

学習支援を開催し、貧困による影響などが起きないように援助している。(福祉課)

### <考察と意見>

ほとんどの自治体が法律に基づく援助措置を行っている自治体が多く、生活困窮者自立支援法に基づく事業、就学援助制度・要保護準要保護就学援助で学用品、修学旅行費、給食費などの援助がある。また、ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当やひとり親家庭等福祉手当も支給、ファミリーサポートセンター事業の利用料を減免している自治体もあり、生活困窮家庭やひとり親家庭への援助措置は広く行われているようである。

**Q9：児童虐待・DV、いじめ・体罰、自殺などの問題にどのように取り組んでいますか。**

- (a) これらの問題の実態把握、救済措置、相談制度、予防策などの内容や実績を具体的に。
- (b) これらの問題について、関係する職員に対してそのような研修・講習をおこなっていますか。また、保護者・住民に対してどのような広報・講習をおこなっていますか。

### <回答の要点>

#### ◎実態把握

- ・ 「男女共同参画に関する意識調査」でDVに関する実態や意識を把握〔群馬県、伊勢崎市〕
- ・ 学校・幼保で子どもの表情や身体の様子を注意深く観察して虐待やいじめの発見に努めている〔前橋市、高崎市、伊勢崎市、富岡市、安中市、大泉町〕
- ・ いじめアンケート〔前橋市、富岡市、安中市、吉岡町〕、学校生活に関するアンケート〔館林市、大泉町〕
- ・ 家庭訪問〔桐生市〕
- ・ 民生委員児童委員協議会による見守り活動や事案の通告〔渋川市〕

#### ◎相談制度

- ・ 児童相談所、女性相談センター、総合教育センター〔群馬県〕
- ・ こども救援センター〔高崎市〕、子ども家庭相談支援センター〔伊勢崎市〕、家庭児童相談室〔太田市、渋川市〕、青少年センター〔渋川市〕、教育相談センター〔富岡市〕
- ・ LINEを活用した「ぐんま高校生オンライン相談」〔群馬県〕、いじめSNS電話相談〔高崎市〕
- ・ 引きこもり等で困難を抱える若者を対象とした相談〔群馬県〕

#### ◎救済措置

- ・ 女性相談センターでDV一時保護〔群馬県〕
- ・ ケース会議の開催〔桐生市〕

#### ◎啓発・予防策

- ・ 虐待防止月間/オレンジリボン啓発〔高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、安中市〕
- ・ 就学時健診における児童虐待防止啓発活動〔群馬県、桐生市、太田市〕
- ・ 虐待防止を目的としたオリジナル子育て講座の開発〔群馬県〕、県の子育て講座の実施〔みどり市〕
- ・ 高校生対象の「こころの教育事業」(ストレスマネジメントや人間関係づくりの学習を通じていじめ防止や自殺予防を図る)〔群馬県〕、心の教育〔富岡市〕
- ・ SOSの出し方教室〔館林市、大泉町〕

- ・ 学校で、いじめを許さない環境づくり〔前橋市〕
- ・ いじめ防止こども会議〔高崎市、富岡市、川場村〕
- ・ 配布物/掲示物/HPによる啓発活動〔前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、安中市、中之条町、南牧村、板倉町、大泉町〕
- ・ 住民向けの人権学習会〔伊勢崎市〕、保護者向けの家庭学級〔中之条町〕
- ・ 自殺ゲートキーパー〔富岡市〕
- ・ 体罰防止に向けたチェックリスト〔富岡市〕

#### ◎複合的・その他

- ・ 意識調査の結果を受けてDV防止法に基づく市町村計画を策定〔伊勢崎市〕
- ・ 要保護児童対策地域協議会を設置、連携〔前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、安中市、みどり市、中之条町、大泉町〕
- ・ スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーの配置と活用〔群馬県、前橋市、桐生市、富岡市、安中市〕
- ・ 青少年問題協議会〔みどり市〕
- ・ 教職員向けの研修や会議（虐待、いじめ、不登校、生徒指導など）〔群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、富岡市、安中市、中之条町、大泉町〕
- ・ 担当職員、相談業務担当者への研修〔群馬県、高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、安中市、みどり市、板倉町、大泉町〕
- ・ 市町村主催の研修や講座に講師を派遣〔群馬県〕
- ・ いじめチェックシートの活用〔前橋市〕
- ・ いじめ防止宣言〔富岡市〕

#### <考察と意見>

国連子どもの権利委員会は、1998年の「第1回最終所見」から一貫して日本の学校の競争的なシステムに対する懸念を表明してきました。今回の「第4・5回統合最終所見」では、競争により子ども時代と発達が害されることを憂慮し、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放すること」（パラグラフ39(b))を喫緊の課題として勧告しました。学校でストレスを他者に転嫁すればいじめ、忌避すれば不登校、攻撃に転じれば校内暴力となり、ストレスを受け止めきれない自分を破壊するのが自殺だと言えます。そのためこれらの統計は「学校ストレス指標」と呼ばれ、全国的に見て2011～13年を境に急増していますが、ゼロトレランス的な生徒指導（2006年以降）や学力テストの悉皆実施（2013年）が契機の1つとなっていることが考えられます。

くしくもコロナ禍では、かねてから実現を求める声が多かった少人数学級が実現し、担任が子ども一人ひとりをきめ細かく見られるようになったという報道や実際の現場の声がありました。また、授業時間が短縮されたり習い事が休みになったりして、子どもたちが放課後に友達と遊ぶ時間が増えました。コロナ終息後もすべてをコロナ前に戻すのではなく、「子どもの最善の利益」に照らしてより良い環境を実現していくことを期待します。

虐待については、本県でも児童相談所への虐待相談件数が増加の一途をたどり、2019年度は1,799件で過去最多となったことが報告されました。経済格差の拡大や労働の長時間化を根底に、地域のつながりの希薄化などと相まって、保護者が余裕をもって子育てできなくなっている状況が想像されます。経済格差や労働の長時間化も、社会の競争的な性格によるストレスに他なりません。

そのような中で各自治体ではさまざまな取り組みを行っており、子どもを守ろうとする

機運の高まりを心強く感じました。条約の精神と個々の規定の実現には、子どもにより近い存在である基礎自治体の活発な広報と普及の活動が不可欠です。同時に、子ども自身や子どもに関わる人のストレス軽減を目指すような施策を国や県に要請していくことを期待します。

なお、人権学習や研修はいじめや虐待、差別に関する内容が大多数を占めており、他の子どもの権利（意見表明権、知る権利、休息の権利など）についても周知を求めます。

#### Q.10 障がいのある子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。

(a) 障がいのある子どもの人権を守るために、どのような施策を行っていますか。その内容と実績を具体的に。

##### <回答の要点>

###### ◎群馬県

- ・「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、障害児（者）虐待の関する相談や通報等を受け付けている。
- ・障害児福祉施設従事者向けの虐待防止研修を毎年行っている。

###### ◎市町村

- ・太田市：専門的窓口として「発達相談支援センター」を直営で運営し、発達相談や医学的相談などを実施している。
- ・安中市：特別な支援を要する児童生徒の学校生活を援助するための備品購入を行っている（令和元年度には翻訳機及び補聴器を購入）。
- ・吉岡町：「特別支援学校就学援助費」として、特別支援学校に在学する児童生徒の保護者に対し、援助費を支給している（年額 15,000 円）。
- ・障害児通所施設等での通所支援の充実を図っている。（前橋市・高崎市・渋川市など）
- ・障害児保育を行っている施設に対し、補助金を交付したり、看護師や保育士を配置したりしている。（伊勢崎市・桐生市・渋川市・板倉町など）
- ・各種の研修を行っている。（前橋市・高崎市・渋川市・中之条町・南牧村・板倉町など）

###### ◎学校における取組

- ・人権教育（前橋市・桐生市・太田市・富岡市・安中市・みどり市など）
- ・交流及び共同学習（前橋市・高崎市・安中市など）
- ・点字や手話の学習、車いす体験等（安中市・中之条町など）
- ・合理的な配慮（渋川市）

##### <考察と意見>

「特になし」が1市町村、無回答が1市町村であり、他の16自治体では様々な取り組みを行っていることが伺えました。学校においても、人権教育や「交流及び共同学習」などの取り組みが行われています。その中で、県の「群馬県障害者権利擁護センター」の運営、太田市の「発達相談支援センター」の直営での運営は注目すべきであり、特に太田市の取り組みが他の自治体にも広がることを期待します。

(b) 「発達障害」といわれる子どもたちの実態をどのように把握し、どのような支援をしていますか。その内容と実績を具体的に。

##### <回答の要点>

## ◎群馬県

- ・「群馬県発達障害者支援センター」、児童相談所ほか庁内各課とも連携し、発達障害児の情報共有や支援策を検討している。
- ・県内5保健福祉事務所において、療育事業を月2回程度実施したり、県内5施設に委託し、専門的な早期療育事業を月1回程度実施している。
- ・児童相談所において、相談、助言等を行っている。また、児童自立支援施設においても、生活支援を行っている。このほか、市町村保健師を対象とした研修を行っている。

## ◎市町村

- ・「5歳児検診」を実施して、実態把握や発達相談等を行っている。(伊勢崎市・みどり市)
- ・「こども発達支援センター」において発達相談等を行っている。(前橋市・伊勢崎市など)
- ・乳幼児健診、就学時健診等で実態を把握し、支援を行っている。(桐生市・板倉町・大泉町・川場村など)
- ・訪問事業(巡回相談・学校訪問・保育施設等への訪問等)を行っている。(高崎市・太田市・富岡市など)
- ・保護者との電話相談を行っている。(吉岡町)
- ・発達障害等の研修やコンサルテーションを行っている。(太田市・板倉町・南牧村・大泉町など)
- ・教育支援委員会で実態把握を行っている。(桐生市・館林市・安中市・中之条町など)

## ◎学校における取り組み

- ・通級指導教室での支援。(館林市・渋川市・安中市など)
- ・個々の教育的ニーズの把握・校内委員会等の組織・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・特別支援教育コーディネーターの設置・教職員による実態把握等。(前橋市・高崎市・桐生市・太田市・渋川市・富岡市など)

## <考察と意見>

無回答は0であり、各自治体が発達障害の子どもたちに対して積極的に支援しようとしていることが伺えました。学校でもきめ細やかな対応を行っていることが伺えました。その中で、伊勢崎市やみどり市での「5歳児検診」は、早期発見・早期療育を進めるうえで重要であり、他の市町村にも広がることを期待します。また、県の「群馬県発達障害者支援センター」が今後ともセンターとしての役割を十分に発揮することを期待します。

## Q.11 LGBTなど多様な性の問題に、どのように取り組んでいますか。

(a) 学校教育の中でどのように扱われていますか。その内容と実績を具体的に。

## <回答の要点>

### ◎県：

- ・市町村立の学校の人権教育主任対象の研修等を行っている。
- ・市町村立の学校における地区別人権教育協議会の中で、性的マイノリティに視点を当てた授業研究および研究協議を行った。
- ・「人権教育推進資料」の中で、人権重要課題である「性的マイノリティの人たち」と学習指導要領の内容との関連を一覧表にまとめ、学校での活用を促している。
- ・県立学校においては、性的マイノリティの方々の人権を尊重するため、協議会や学校

訪問などを行い、教職員の知見や意識を高めている。

◎市町村：

- ・教職員の研修を行っている（前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・館林市・富岡市・安中市・吉岡町・南牧村・板倉町・大泉町）。
- ・人権教育や道徳教育の重要課題の一つとして扱っているもしくは指導している（伊勢崎市・富岡市・安中市・みどり市・中之条町・板倉町）。
- ・人権教育指導資料を作成し、研修に役立てている（高崎市）。
- ・各種資料を配布し、教職員に周知している（渋川市・富岡市）。
- ・事案が出てきた時点で、生徒指導部会や職員会議で検討して対応している（中学女子生徒にスラックスの制服を認めるなど）（吉岡町）。
- ・教職員の人権意識調査を実施する予定である（みどり市）。
- ・「特になし」および無回答（太田市・嬭恋村）

### <考察と意見>

「特になし」が1市、無回答が1村であり、他の16の自治体では何らかの取り組みを行っていることが伺えました。取り組みの中では、「教職員の研修を行っている」、「人権教育の一環として指導している」と回答した自治体が多かったです。

多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていくうえで、学校教育の果たす役割はたいへん大きいと考えます。まず教職員の方々がLGBTQに対する理解を深め、子どもたちの指導・支援をいっそう充実させていただきたいと願っております。

### (b) 保護者・住民に対してどのような広報・講習などを行っていますか。

### <回答の要点>

◎県：

- ・講演会を開催しているほか、啓発冊子「LGBTってなに？」を作成・配布している。
- ・小学校第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」を配布し、保護者の人権意識の向上を図っている。

◎市町村：

- ・講演会や学習会、セミナーを開催している（前橋市・伊勢崎市・大泉町）。
- ・広報・講習を行っている（高崎市・川場村）。
- ・学校の人権教育についてお便りやWebページで紹介している（安中市・板倉町）。
- ・制服については（中学女子生徒にスラックスを認めるなど）全校配布物で周知している。（吉岡町）
- ・「特になし」および無回答（太田市・渋川市・中之条町・桐生市・館林市・富岡市・南牧村・嬭恋村）。

### <考察と意見>

回答の中で最も多かったのは、講演会や学習会などの開催でした。同時に、(a)の質問に対する回答と比べて「特になし」および無回答が多かったです（8自治体）。

現在はインターネットなどで容易に知識を得ることはできますが、講演会や学習会に直に参加して学ぶことでさらに理解が深まることがあると考えます。自治体として、LGBTQについて学ぶ場を継続的に設けていただくことを期待いたします。

**Q12: 外国につながるのある子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。**

**(a) この問題の実態把握と対応措置について、そのないようと実績を具体的に。**

**<回答の要点>**

◎群馬県

- ・児童相談所において、相談があれば、必要に応じ、面接、訪問、一時保護等の対応を行っている。
- ・小中学校の実態については、県として直接把握していないが、市町村と連携しながら、以下の取り組みを行っている。
  - ・外国人の子ども等の就学に関する検討会及びワーキンググループの実施
  - ・散在地域に巡回型日本語指導教員5名と外国人児童生徒学習サポーター3名の配置
  - ・日本語指導特配教員の配置
  - ・日本語指導研究協議会の開催
  - ・帰国・外国人児童生徒等・心理サポーター事業の実施。また、高校において、放課後等を活用した個別学習支援のほか、授業中における複数教員による指導

◎市町村

- ・太田市：小学校入学前のサポート、編入サポート、学校内の国際教室、高校入学進路サポートの4つのサポートを行っている。
- ・「日本語教室」「日本語学級」を設置し、指導や支援を行っている。(伊勢崎市・大泉町・館林市など)
- ・外国籍等児童生徒保護者支援事業(前橋市)や外国籍児童生徒の保護者に対応する際の「多言語翻訳機」の使用(伊勢崎市)を行っている。
- ・県の事業を活用して巡回型日本語指導教員や外国人児童生徒学習サポーターを配置している。(渋川市・富岡市・安中市・嬬恋村など)
- ・日本語巡回指導員(前橋市)や言語指導員(高崎市)を派遣している。
- ・日本語指導担当教員が「指導している。(桐生市など)
- ・支援員を配置している。(富岡市・板倉町など)
- ・町として日本語サポート教室を開設している。(中之条町など)

**<考察と意見>**

県では、市町村と連携しながら様々な取り組みを行っていますが、市町村(の学校)の実態把握をさらに進め、いっそうきめ細やかに対応してほしいと考えます。

市町村では「対象者がいない」との回答が1市町村、無回答が2市町村であり、多くの市町村が何らかの取り組みを行っています。ただ、外国につながるのある子どもたちの多寡などにより対応の違いがみられ、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな対応を期待します。

**(b) この問題に取り組んでいる民間・ボランティア組織などの実態把握と支援措置について、その内容と実績を具体的に。**

**<回答の要点>**

◎群馬県：「NPO・ボランティアサロンぐんま」において、NPO法人等の相談支援を行っている。

◎市町村

- ・無回答が多かった。(実態を把握していないとの回答も含む)
- ・伊勢崎市：市内の小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした日本語教室（週休日）を平成27年度から団体に業務委託している。在籍校の担任教諭や当該教室担当職員及び教育委員会が定期的に情報を共有していることから、適切で効果的な学習指導を行うことができている。
- ・前橋市：前橋市国際交流協会が無料の日本語教室を開設している。
- ・高崎市：言語指導者を対象とした会議を年2回行っていて、担当課と言語指導者、また言語指導者間で情報共有を行っている。支援措置として、言語指導者に対して謝金の支払いをしている。
- ・大泉町：近隣の大学教授の研究に協力し、問題解決のための手立てを模索している。

### <考察と意見>

無回答や「特になし」「組織がない」との回答が多く、回答があったのは県と7市町村でした。まず、民間・ボランティア組織の実態把握に取り組んでほしいと考えます。

その中であって、伊勢崎市では、外国籍児童生徒の日本語教室の開催を民間団体に委託していますが、在籍校の担当教員や当該教室の職員および教育委員会が情報を共有しているため、効果的な学習指導が行えているとのことで、他の市町村も注目してほしいと考えます。

**Q13：子どもの人権や権利が侵害されないよう、どのような仕組みや制度を設けていますか。**

**(a)「子どもの人権専門委員」またはこれに準じる委員の仕組みを設けていますか。**

### <回答の要点>

#### ◎設けている

- ・太田市：民生委員、児童委員
- ・吉岡町：健康子育て課子育て支援室
- ・南牧村：子ども子育て会議を条例制定。
- ・嬭恋村：人権教育推進委員会を設置

#### ◎設けていない

- ・群馬県、前橋市、桐生市、伊勢崎市、中之条町、板倉町、大泉町、

#### ◎無回答

- ・桐生市、館林市、富岡市、安中市、みどり市、川場村

**(b)自治体独自の相談、救済、監視の制度について、その内容や実績を具体的に。**

### <回答の要点>

#### ◎内容・実績

- ・群馬県：意見箱、投書箱、アンケート等
- ・前橋市：子育て相談、家庭相談、特設人権相談(年2回)、いじめ相談ダイヤル
- ・高崎市：こども救済センター（専用ダイヤルでいじめ対策室、児童相談、虐待等）
- ・桐生市：子育て世代包括支援センター(子育て相談課 専門家が常駐で相談業務)
- ・渋川市：人権相談(月1)
- ・富岡市：学校から要保護児童対策協議会へ情報提供、児相へ通告とその後の対応

- ・吉岡町：地域の気づき民生委員や児童委員、子育て支援室への相談を町 HP で広報

◎特になし

- ・太田市、中之条町、嬭恋村、板倉町、大泉町

◎無回答

- ・伊勢崎市、館林市、安中市、みどり市、南牧村、川場村

### <考察と意見>

全国的に見てもオンブスパーソン事務所などの設置はまだまだ限られた状況にあり、国連子どもの権利委員会からの「第4・5回統合最終所見」のパラグラフ12(a)では「子どもに理解のある方法によって (in a child-sensitive manner)、子どもからの不服申立を受理し、調査し、解決することのできる子どもの権利を監視する特別な機構を含む、独立した人権監視機構を迅速に設立すること」と勧告されています。行政や民間組織による相談窓口などの取り組みは様々な形で行われていますが、救済や監視という点ではまだ十分とは言えません。子どもが安心して自らすすんで相談や不服申立ができる仕組みづくりが求められています。

### Q14 担当されている「子ども施策」に充てられている予算について

- (a) 概算で年間どのくらいになりますか。  
 (b) それは、自治体財政全体に対してどのくらいの割合になりますか。

### <回答の要点>

群馬県：a) 約 368 億円 \* 「職員給与」を除く生活子ども部の「子ども分野（特別会計を除く）」の令和2年度当初予算額

b) 約 5% \* 令和2年度群馬県一般会計当初予算額の内 a) の割合

前橋市：a) 様々な所属でそれぞれ業務を担当しており、「子ども施策」としてまとめて計上していないため、回答できません。

高崎市：a) 約 576 億円 \* 民生費（高齢者や障害者、子どもたちへの支援に関わる予算）として

b) 一般会計に対して、35%程度

桐生市：a) 約 55 億 4 千万円 \* 「子どもすこやか部」のみ

b) 約 11.6%

伊勢崎市：a) 「子育て支援課」 56 億 3104 万 7 千円 \* 子育て支援課主要事業当初予算  
 「こども保育課」 73 億 5320 万 5667 円 \* こども保育課主要事業当初予算  
 「学校教育課」 4 億 7106 万 9 千円 \* 学校教育課令和2年度予算

b) 令和2年度一般会計予算歳出合計額に対し、上記 a) の合計額は 18.2%

太田市：a) 「教育費」の当初予算 令和元年度 10,869,149 千円

令和2年度 11,582,586 千円

b) 令和元年度 13.63 令和2年度 13.68%

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：無回答

みどり市：無回答

吉岡町：a) 13,000 千円

b) 0.17%

中之条町：a) 10 億 5060 万 2 千円

b) 10.3%

南牧村：a) 「教育費」給食費免除額 175 万 9 千円

b) 無回答

嬭恋村：a) 1,202,000 千円

b) 16.3 %

川場村：無回答

板倉町：a) 「子育て支援係」予算額 約 4 億 5 千万円

b) 約 8%

大泉町：a) 「こども課」：児童福祉費と幼稚園費 令和 2 年度当初予算 2,574,503 千円

b) 約 20%

### <考察と意見>

今回のアンケート調査で初めて、「子ども施策関連予算」についての項目を入れましたが、調査質問が漠然としたものであったため回答に苦慮されたことがうかがえます。各自治体の予算項目の立て方にも様々な違いがあることや、人件費の扱い方についても明確に示していなかったことなど、予算配分・執行について把握するデータとしては正確さに欠ける調査になってしまったことを反省点としなければなりません。

しかし、回答いただいた内容から概観すると、今日の新自由主義的社会・経済の下で貧困と格差が広がり、福祉や教育に関する国家予算の伸びも悪く、子育て・教育の私費負担が増大している状況の中で、住民生活の確保や保護に直接携わる各自治体が懸命の努力をされていることがうかがえます。

「第 4・5 回最終所見」の「資源配分」のパラグラフは、日本政府に対して次のように勧告しています。

10.本委員会は、子どもの相対的貧困率がこの数年高いままになっていることに鑑み、子どもの権利の実施のための公的予算編成に関する一般注釈第 19 号（2016 年）を想起し、子どもの権利の観点を含み、子どもへの予算配分を明確に特定し、本条約の実施に当てられた資源配分の適切性、効率性、および、公平性を監視、評価する明確な指標および追跡システムを含む予算編成プロセスを、以下の措置をとることにより、確立するよう締約国に強く勧告する。

(a) 子どもに直接影響を与えるすべての予算案、成立予算、修正予算、実支出のための詳細な予算線\*及び予算科目を発展させること。

(b) 子どもへの権利に関する支出の報告、追跡、および分析を可能とする予算分類システムを用いること。

(c) サービス給付のための予算の補正または減額が子どもの権利の享受に関わる現行の水準を低下させないようにすること。

(d) 「子供・若者育成支援推進大綱」の実施のために適切な資源を配分すること。

\*「予算線」：原文は budget line。予算線とは「予算制約式を、財・サービスの消費量と財価格のグラフ上に描いた直線」（ウィキペディア）のことである。予算制約式とは、持っている金銭の総量を上限として、複数の財を消費することのできる量を示した式のことである。例えば、2 つの財 x と y を仮定し、これらの財の価格をそれぞれ Px、Py、これらの財を買う量をそれぞれ X、Y、持っている金銭の量を M とすると、予算制約式は  $P_x X + P_y Y = M$  となる。これをグラフに描いたのが予算線である。子どもに関する予算等の予算線を確立させるためには、子どもの権

利のための財 (x) につき、その価格 (Px)、買うべき量 (X)、買うための総量 (Mx) を確定すること、すなわちニーズに基づいた予算の策定が必要となる。

これは日本国政府に対する勧告ですが、これは子どもの権利の実現に直接携わる都道府県市町村の予算編成および執行にも当てはめて考えられるべきことと言えます。前述したように、住民生活の確保や保護に直接携わる地方自治体が、子どもの権利の実現のためにも懸命の努力をされていることを、子どもの権利条約の視点からも確認することになります。地方自治体の努力をさらに励まし、子どもの権利の実現、福祉および教育のより一層の充実を図るために、日本国政府が国連勧告に沿った施策及び予算措置を早急に進めることを強く求めます。同時に、私たちは「条約や勧告」に示されている視点に沿って地方自治体の「資源配分」の実情をより正確に把握する努力を進める必要があると考えます。

#### Q15: 「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」などについて

(a) 自治体独自に「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」などを採択されていますか。

##### <回答の要点>

###### ◎採択している

- ・高崎市: 「たかさきこども憲章」を平成22年2月に制定(子ども自らが健やかな成長を誓う。「子ども都市宣言」を平成23年4月に制定(地域社会全体で支える))

###### ◎検討中

- ・群馬県

###### ◎採択していない

- ・前橋市、伊勢崎市、太田市、安中市、吉岡町、中之条町、南牧村、嬭恋村、板倉町、大泉町

###### ◎無回答

- ・桐生市、館林市、渋川市、富岡市、みどり市、川場村

(b) 子どもの生活実態調査を定期的に、あるいは最近、調査していますか。その内容と実績を具体的に

##### <回答の要点>

###### ◎調査している

- ・前橋市: 基本的な生活習慣に関するアンケートをモデル校1校1学年実施。
- ・桐生市: 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成30年度に実施。
- ・太田市: 文科省人権教育推進状況調査、学習・生活実態調査実施
- ・嬭恋村: スマホ所持、使用状況等生活実態をアンケート調査
- ・大泉町: 第1回平成27年2月実施。第2回令和元年9月高崎健康福祉大学との共同事業として実施

###### ◎調査していない

- ・群馬県、高崎市、安中市、みどり市、吉岡町、中之条町、板倉町

###### ◎無回答

- ・伊勢崎市、館林市、渋川市、富岡市、南牧村、川場村

##### <考察と意見>

こども基本法に基づいて、国レベルでは「こども大綱」を策定しなければならないとさ

れていますが、地方レベルではこども大綱を勘案して「県・市町村こども計画」を定めるよう「努めるものとする」となっています。これを努力目標で終わらせないで、こども基本法の基本理念を踏まえた自治体独自の子ども施策遂行の決意を表す「子ども権利宣言」の採択や「子ども権利条例」の制定をすすめるよう求めます。

県・市町村子ども計画策定に当たって、それぞれの地域に生活する子どもたちの実態を正確に把握する必要があることは言うまでもありません。こども・福祉行政と教育委員会が連携して継続的な実態調査をすすめることを求めます。

#### Q16：民間組織との連携について

(a)「こども施策」の遂行にあたり、民間・ボランティア組織などと協力・連携していますか。その内容と実績を具体的に。

##### <回答の要点>

###### ◎協力・連携している

- ・群馬県：児童福祉・青少年課と医療機関、児童擁護施設、里親、母子父子寡婦、青少年関係の団体が連携し、意見を踏まえて施策を立案。
- ・前橋市：青少年課と児童文化センターボランティアの会が協力し、子どもの体験的な活動を推進している。
- ・高崎市：相談専用ダイヤルの一部業務を委託している。
- ・伊勢崎市：NPO 団体やボランティア団体などの地域、家庭、学校、行政が高い志と市民性を兼ね備えた人材を育成するために連携・協働している。
- ・太田市：民間組織と地域における効力に関する協定(地域見守り活動)を結ぶ。こども食堂、学習支援で連携。
- ・みどり市：保育施設や幼稚園、地域子育て支援センター、学童保育所などのほか、療育病院や障害福祉事業所（相談支援専門員を含む）と連携。
- ・嬭恋村：社会福祉協議会との連携。
- ・大泉町：民間との連携なし。ファミリー・サポート・センターを NPO に委託。こども課が母親クラブのボランティア活動に協力。

◎特に無し：安中市、中之条町、板倉町、大泉町

◎無回答：桐生市、館林市、渋川市、富岡市、吉岡町、南牧村

(b)群馬子どもの権利委員会は、県当局や各市町村と力を合わせて活動する用意があります。どのようなことを期待されますか。

##### <回答の要点>

###### ◎期待すること

- ・群馬県：児童虐待防止、子どもの意見表明権の保障等のご意見を伺いたい。(児童福祉・青少年課)
- ・前橋市：(生活課) 子ども一人ひとりが輝けるよう、意思疎通を図り協力できることを期待。  
(青少年課) 子供の権利擁護関係の情報提供。  
(障害福祉課) 調査結果のご提供を。
- ・伊勢崎市：調査結果のご提供を。
- ・太田市：子どもの権利等の推進。

- ・富岡市：実践事例
- ・大泉町：(こども課) 誰もが参加しやすいよう広報活動に力を。子どもの情操教育のために、文化・芸能のイベントを。  
(教育指導課) 子どもの権利を守るために学校が日常的に意識して取り組むべきことについての情報提供を。

◎特に無し：高崎市、安中市、中之条町、板倉町

◎無回答：桐生市、館林市、渋川市、みどり市、吉岡町、南牧村、嬭恋村

#### < 考察と意見 >

今日、子ども施策に関連して様々な民間組織・NPO・ボランティアなどが日常的に大きな役割を果たしていて、行政も積極的に連携を図る努力をされていることは言うまでもありません。国連子どもの権利委員会のからの「第4・5回統合最終所見」のパラグラフ14では日本政府に対して「市民社会との協力を強化し、かつ、本条約実施のすべての段階において市民社会の諸組織を体系的に参加させるよう」と述べています。地方レベルで取り組まれている多様で積極的な取り組みを国レベルでも活かすよう求めます。

群馬子どもの権利委員会は子どもの権利条約の普及と子どもの権利擁護を目指しています。そのために、行政や他の民間組織との連携を深めたいと活動してきましたが、まだまだ十分とは言えません。国連子どもの権利委員会からの「第4・5回統合最終所見」のパラグラフ13(b)で「教師、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、警察官、報道関係者、ならびにすべてのレベルの公務員および政府職員を含む子どものために子どもにかかわって働くすべての者を対象にして、本条約および選択議定書に関する特別の研修講座を定期的実施すること」と勧告されているように、子どもの権利条約に関連する研修が群馬県内でも確実に実施されることを強く求めています。その際に群馬子どもの権利委員会が、パンフレット『わかりやすく言いかえた子どもの権利条約』・『こどものけんりカルタ』や条約関連の諸資料を用意して、ご一緒に研修を深めることに参加できることを望んでおります。

## 【資料】

### 1 今回の「第4・5回統合」群馬県・市町村アンケート調査にいたる経緯

私たち群馬子どもの権利委員会は1993年の設立以来、子どもの権利を擁護し発展させるために微力を尽くしてまいりました。子どもを守るための国際的なNGOである「DCI（Defence for Children International）日本支部」に加入、同支部解消後は「子どもの権利条約市民・NGOの会」に加入し、群馬の子どもたちの状況を国連子どもの権利委員会に届けることにも一役かってきました。

その間、1994年4月に日本が「子どもの権利条約」を批准・承認し、日本政府は国内法の整備状況と子どもの生活実態を国連子どもの権利委員会に報告しました。その報告を受けて同委員会は審査を行い、1998年6月、日本政府に対する「第1回最終所見（勧告）」が出されました。「条約の原則と規定を実施し監視するにあたって、NGOと緊密に交流し協力する」ことも奨励されていました。

これを受けて、群馬子どもの権利委員会は1999年、当時70あった群馬県内の全市町村を対象に、子どもの権利条約に関わる子ども行政についてのアンケート調査を実施し、子どもの権利条約の周知と子どもの権利や人権の擁護について、実情をお訊ねしました。全体の約81.4%に当たる57市町村から回答が寄せられ、集約結果とそれに関する群馬子どもの権利委員会の意見を、同年12月に公表しました。

国連子どもの権利委員会への政府報告は5年ごとに提出しなければなりません。第2回政府報告は2001年11月に出され、審査を経て、同委員会の「第2回最終所見（勧告）」が2004年1月末に出されました。これに応じて、群馬子どもの権利委員会では2005年9月、第2回のアンケート調査を当時54になっていた県内全市町村に実施し、75.9%を上回る41市町村から回答をいただいたのです。集約の結果と私たちの意見は、2006年10月に公表しました。第3回政府報告は、2年遅れで2008年4月に国連子どもの権利委員会に提出されました。私たちNGOも前2回と同じく市民サイドからの報告を提出するとともに（群馬からも10本の実情報告を英訳して国連に届けました）、前回に引きつづき子どもたち自身が直接ジュネーブに行って国連子どもの権利委員会に訴える場も作りました。同委員会は2010年5月に本審査を行い、6月に「第3回最終所見（勧告）」を出しました。これを受けて私たちは、2010年10月から合併で35になった県内全市町村に対して第3回のアンケート調査を実施しました。各市町村とも多忙で回答が困難でしたがアンケート調査の主旨をご理解いただいて、2011年3月末までに約74.3%に当たる26市町村から回答をいただきました。集約の結果と私たちの意見は、2011年9月に公表しました。

そして今回、第4・5回を統合してのアンケート調査です。日本政府は本来であれば2011年に第4回政府報告を国連子どもの権利委員会に提出しなければならなかったのですがそれを履行せず、同委員会から2016年5月までに「第4・5回を統合して報告」を提出するよう求められました。しかし報告書の作成に手間取った日本政府は2017年6月ようやく「第4・5回統合報告」を提出しました。今回も市民サイドからの報告を提出するにあたり、群馬からは90ページに及ぶ基礎報告書を「子どもの権利条約市民・NGOの会」に託しました。国連子どもの権利委員会は2019年1月に本審査を行い、3月に日本政府に対して「第4・5回統合最終所見（勧告）」を出しました。これに応じて、群馬子どもの権利委員会では2020年9月～10月、第4回目のアンケート調査を実施しました。